

# 神奈川県同志社歩く会 規約

## (名称)

第1条 本会は、「神奈川県同志社歩く会」と称する。

## (目的)

第2条 本会は、ウォーキングを通じ、会員相互の親睦と健康増進を図ることを目的とする。

## (実施内容)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の内容を実施する

- (1) コースは年間計画に基づき、神奈川県内及びその近辺の自然や名所旧跡を探訪する。  
企業や施設等の社会見学をコース内に取り入れることもある。
- (2) 具体的な実施案内は、原則1ヶ月前にメールまたは郵送にて通知する。
- (3) 実施年度は、毎年9月から翌年7月までとし、8月を除く毎月1回実施する。

## (事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅とする。

## (会員)

第5条 会員は、原則として神奈川県在住の同志社大学および同志社女子大学の卒業生とす

- 2 入会を希望する場合、入会申込書を会長に提出する。また、退会届を会長に提出任意に退会することができる。
- 3 1年間会費未納の会員、及び1年間連絡のつかない会員は、会員名簿から削除することとし、会員資格を失うものとする。

## (会費等)

第6条 会員は次に示す会費を納める。

- (1) 年会費として、メール会員1,500円、郵送会員2,000円を徴収する。  
但し、有料施設等の入場料については、原則会員各自の負担とする。
- (2) 総会時の懇親会飲食代は、その都度徴収する。

## (幹事の選任 及び 任期)

第7条 本会の円滑な運営の為に、会員の中から数名の幹事及び会計監事を選任し、総会提案して承認を得る。

2 選任された幹事及び会計監事は、次の役割を分担し執行する。

- (1) 会長 : 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 : 代表を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 幹事 : 組織の推進役として、会の目的達成に努める。
- (4) 事務局 : 会員への連絡業務及び会員名簿の管理を行う。
- (5) 会計 : 金銭の出納管理を行う。
- (6) 会計監事 : 当該年度の会計を監査し、総会で会計監査報告を行う。

- 3 幹事及び会計監事の任期は2年とし、再任は妨げない。  
但し、任期途中で選任された役員の任期は、残任期の満了までとする。

(幹事会、総会)

第8条 本会の運営については、会員の意向を伺いつつ幹事会が主導的に行い、その幹事会長が必要に応じて招集する。

- 2 総会は、原則として毎年7月に実施する。
- 3 総会では、当該年度の実施状況、会計報告、次年度の年間計画、規約の変更、役他、幹事会が必要と認めた事項を審議し議決する。
- 4 議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 5 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(個人情報の保護)

第9条 会員の個人情報は、本活動の目的以外には使用しない。

- 2 会員の個人情報の取扱いにあたっては、法令等の規定を遵守する。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項については、幹事会の定めるところによるものとする。

(付則) 本規約は、会発足日の平成8年(1996年)10月6日から制定・実施する。

- ・平成18年(2006年)12月11日(一部改定)
- ・平成28年(2016年)9月16日(一部改定)
- ・平成29年(2017年)7月8日(年会費を郵送会員とメール会員で区分)
- ・令和元年(2019年)7月11日(会発足日を付記)
- ・令和5年(2023年)7月15日(会の名称変更、幹事の職務分担明示、納会変更、個人情報保護の付記他全面的な見直し)